



山形県公報

令和2年5月1日(金)
第101号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……(子ども家庭課) ……503

告 示

- 県議会臨時会の閉会……(財政課) ……504
- 農地を利用する権利の設定の裁定……(農業経営・担い手支援課) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……(県産米ブランド推進課) ……505
- 建設業法に基づく監督処分……(庄内総合支庁建設総務課) ……510
- 公共測量の終了の通知……(県土利用政策課) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……同
- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……511
- 山形県人事委員会規則6-4(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則……同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……(庄内総合支庁総務課) ……同
- 一般競争入札の公告……(ICT政策推進課) ……512
- 大規模小売店舗の変更の届出……(商業・県産品振興課) ……513
- 同 ……(同) ……515
- 同 ……(同) ……516
- 同 ……(同) ……517

規 則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則(平成13年4月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表児童相談所長の項委任事項の欄第2項第1号へ中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

告 示

山形県告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和2年4月30日招集した山形県議会臨時会は、同日閉会した。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第379号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字山口字新地前28番2	田	1,197
西置賜郡白鷹町大字山口字新地前28番3	田	506

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として耕作すること	令和2年5月20日	10年	88,550円

- 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

- 4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第380号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町西野字西野65番1	畑	52
東田川郡庄内町西野字西野141番	畑	106

東田川郡庄内町西野字中島44番	田	691
-----------------	---	-----

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
畑又は田として耕作すること	令和2年5月20日	5年	24,580円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第381号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合
代表理事組合長 岡崎 輝明
山形市旅籠町一丁目12-35

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 上山市宮脇658-2202 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年4月22日
高橋 広行 上山市金生西二丁目2-19 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 山形市大字鯨洗471 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 山形市蔵王半郷501-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 山形市蔵王半郷2339-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 東村山郡中山町大字土橋82-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 一仁 上山市権現堂850-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

樋口 彰史 山形市大字風間73-2 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
古内 拓己 山形市大字長谷堂622 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
武田 修 山形市漆山3483-58 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
笹原 宏之 山形市大字村木沢40 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
秋葉 達也 上山市朝日台二丁目4-17 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
土屋 弘之 上山市矢来四丁目16-58-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
井上 信一郎 上山市久保手3231 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 直人 山形市双葉町二丁目3-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
山川 喜与一 東村山郡中山町大字達磨寺107 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
東海林 賢一 山形市大字灰塚137 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
熊谷 徹 山形市成沢西四丁目8-63 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
屋島 正人 山形市印役町三丁目11-12 シャ ルマンロージェ105号 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
秋葉 侑也 寒河江市白岩122-16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
板坂 和広 西村山郡河北町谷地戊46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 裕平 米沢市直江町4-28 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	寒河江 章 山形市大字下反田183 玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 もがみ中央農業協同組合
 代表理事組合長 安食 賢一
 新庄市大字福田字福田山711-73

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年4月22日
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 涉 新庄市十日町2559-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
星川 健 新庄市下金沢町16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左		
小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
柿崎 拓 新庄市上金沢8-48 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形2080-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	同 左
西嶋 信一 最上郡戸沢村大字古口110-10 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
吾孫子 昌弘 最上郡最上町大字富沢1366-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 稔 最上郡鮭川村大字石名坂9 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 賢一 新庄市石川町122 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 典佳 最上郡鮭川村大字中渡1172-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 最上郡鮭川村大字庭月1049 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 新庄市城西町6-62-512 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 悟 最上郡戸沢村大字名高1593-82 玄米、大豆、そば	同 左

後藤 陽一 新庄市城西町6-62-609 玄米、大豆、そば	同 左
荒木 哲男 最上郡鮭川村大字中渡827 玄米、大豆、そば	同 左
川田 昭一 最上郡鮭川村大字庭月2947 玄米、大豆、そば	同 左
八楸 重孝 新庄市城南町9-21 玄米、そば	同 左
安彦 浩二 最上郡鮭川村大字曲川223-4 玄米、そば	同 左
矢口 圭介 最上郡戸沢村大字松坂364-7 玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 義隆 新庄市万場町10-7 コーポ木村 B 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 最上郡鮭川村大字京塚1097 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 最上郡大蔵村大字合海788-4 玄米、そば	同 左
阿部 輝喜 最上郡戸沢村大字角川1455-5 玄米、そば	同 左
大友 賢吾 最上郡戸沢村大字津谷20 もみ、玄米、そば	同 左
渡部 大祐 新庄市大字飛田527 もみ、玄米、そば	同 左
矢口 誠 最上郡鮭川村大字京塚1096 もみ、玄米、そば	同 左
庄司 健二 最上郡真室川町大字大滝288-3 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 祐一郎 最上郡真室川町大字大沢1691 玄米、大豆、そば	同 左
小野 和哉 新庄市大字萩野4607 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

	堀米 亮 新庄市若葉町19-17 もみ、玄米、大豆、そば	
--	------------------------------------	--

山形県告示第382号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
令和2年4月28日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社すまいるホーム
 - (2) 主たる営業所の所在地 鶴岡市斎藤川原字林俣236番13
 - (3) 代表者の氏名 成田 芳勝
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-30）第701603号
- 3 処分の内容
建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、令和2年5月8日から同月14日までの7日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
株式会社すまいるホームが、民間発注の建設工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定による請負代金の額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

山形県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市寺西地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年5月22日から令和2年3月19日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値図化：レベル1000）

人事委員会関係**規 則**

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第77条第2項第1号中「の2分の1」を「(人事委員会が定める期間を除く。)の2分の1」に改める。

第78条第4項第1号中「規定する期間」を「規定する期間その他人事委員会が定める期間」に改める。

第96条の2第1項第3号中「場合(」を「場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)」に改め、「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削る。

第96条の4第2項中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき」を削り、「f) は」を「f) には」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第77条第2項第1号及び第78条第4項第1号の改正規定は、令和2年11月30日から施行する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の適用の日前にこの規則による改正前の規則第96条の2第1項第3号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条の4第6項を同条第7項とし、同条中第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、同号に掲げる感染症のまん延を防止するための作業に従事する職員とする。

第11条第1項第2号中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第2条の4の改正規定は、令和2年4月18日から適用する。

山形県人事委員会規則6-4（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第1条第1項第3号中「を除く」を「及び山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第77条第2項第1号に規定する人事委員会が定める期間を除く」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月30日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年5月1日

山形県知事 吉村 美栄子

1 申請のあった年月日

令和2年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人みつば

(2) 代表者の氏名

佐藤 るみ

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市二番町6-4 二番町睦美ビル1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいく為に関する事業を行い、福祉の増進を図り社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年6月12日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年1月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号 023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年5月25日（月）午後3時までに山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network management and maintenance : 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 12, 2020

(3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和2年9月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橘 正喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二

本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤木 祥二
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 禎史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽 順
株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田中 操
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	川崎 純平
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂 智昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤田 勝幸
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋 秀雄
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤木 祥二
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 禎史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽 順
株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田中 聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	藤原 祐介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂 智昭

大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤 田 勝 幸
株 式 会 社 天 治 堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高 橋 秀 雄
そ の 他 は 未 定		

4 変更年月日

- (1) 株式会社ザ・フォウルビに係るもの 令和元年11月4日
- (2) 株式会社ライトオンに係るもの 令和2年3月1日

5 届出年月日

令和2年3月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年9月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター
米沢市徳町440番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表取締役 藤田 勝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	藤 原 秀 次 郎
株 式 会 社 ア ベ イ ル	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	島 村 治 伸

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	島 村 治 伸

4 変更年月日

- (1) 株式会社ヤマダ電機に係るもの 平成20年7月1日
- (2) 株式会社しまむらに係るもの 平成17年5月13日

5 届出年月日

令和2年4月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年9月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター
米沢市徳町440番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表取締役 藤田 勝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	島 村 治 伸

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	北 島 常 好

4 変更年月日

平成30年2月21日

5 届出年月日

令和2年4月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年9月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター
米沢市徳町440番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表取締役 藤田 勝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	北 島 常 好

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇

株 式 会 社 し ま む ら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

鈴 木

誠

4 変更年月日

令和2年2月21日

5 届出年月日

令和2年4月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見